

令和8年度気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務に係る  
仕様書

1. 件名

令和8年度気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務

2. 業務の目的

「気候変動適応法（平成30年6月制定。令和5年4月改正、令和6年4月1日全面施行。以下、「適応法」という。）」では、地域における気候変動適応の推進に係り、都道府県・市町村においては、地域気候変動適応計画の策定（適応法第12条）等の確保に努めることとしているとともに、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（適応法第14条。以下、「広域協議会」という。）を組織することができることとされている。

気候変動の影響は、その地域の気候や地形、文化、経済社会状況などによって異なる。適時適切な適応策が実施されることによって、地域の強靱性を高めるだけでなく、新たなビジネスチャンスの創出等の地域づくりにもつながることから、地域の気候変動影響に対し、地方公共団体によってきめ細かい適応策を講じていくことが重要となる一方、地方公共団体の境界を超えた広域の気候変動影響など、個々の地方公共団体等では解決しきれない課題も多く存在し、効果的な適応策を効率的に実施するためには、地域の関係者による連携が必要となる課題も多い。

このような背景のもと、平成30年度に地方公共団体、国の地方支分部局、地域センター、事業者等気候変動適応に関係を有する者によって構成される広域協議会が、全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州・沖縄）で組織された。

近畿地方環境事務所においては、事務局として近畿広域協議会を開催・運営しており、地域の関係者の連携のもと、近畿地域の気候変動適応を促進するため、令和5年度より気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務（以下、「本業務」という。）を実施している。

本業務の実施に当たっては、近畿地方環境事務所がこれまで実施した気候変動適応に関する事業や、令和4年度に策定した「気候変動適応における広域アクションプラン」、その他既存の文献等の知見を最大限活用すること。また、近畿管内の地方公共団体等の関係機関及び有識者等と連携し効果的に業務を実施するとともに、環境省担当官と随時打合せを行うこと。

3. 業務の内容

本業務の目的を踏まえ、以下の業務を効率的かつ効果的に実施すること。実施に当たっては、分科会の構成員やアドバイザー等からの助言も参考にすること。

近畿広域協議会、分科会、座談会、セミナー等の開催、及びヒアリング・打ち合わせ等の実施にあたっては、目的や必要に応じて、対面開催、WEB開催、書面開催、ライブ配信等の手段を検討し、環境省担当官と相談の上柔軟に対応すること。

協議会等の開催・運営にかかる旅費、謝金、資料印刷、会場借料、お茶等の費用については、請負者が負担すること。

有識者1人に対して謝金1時間当たり7,700円(1日当たり18,500円)を支払うものとし、旅費は「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」(以下、「旅費法等」と言う)に準じて支払うものとする。

## (1) 広域アクションプランに基づく地域気候変動適応策の推進

広域適応課題のテーマ(暑熱対策、ゲリラ豪雨対策、お茶対策)ごとに令和4年度に策定された3つの広域アクションプランに関連し、実施すべき以下の業務を行うこと。

### 1) 熱ストレス増大により都市生活で必要となる暑熱対策

近畿地域は、大都市や観光地を擁し、また、祇園祭等の大規模な祭礼・屋外イベントが毎年多く開催されていることから、特に夏季の熱中症搬送者数の増加やヒートアイランドの進行が地域共通の課題となっている。

広域アクションプランでは、

- ・イベント・観光時の暑熱対策
- ・イベント・観光時に着目した暑熱対策としての緑化の促進

を重点プロジェクトに掲げ、関係者が連携することにより熱中症患者の発生リスクを低減するための地域気候変動適応策をとりまとめた。

広域アクションプランに基づき実施すべき主な作業は以下の通りである。

- ① 各重点プロジェクトの実施に必要な情報及びデータの収集・分析、対策事例創出  
過年度の各地方公共団体からの報告事項を基に、地方公共団体のさらなる取組の参考となるよう、有識者、自治体関係者、民間団体関係者等のヒアリング(3名程度、1回2時間程度)を行うとともに、先行事例等の情報やデータを収集・分析し、分科会や広域協議会で共有する。また、必要に応じて地方公共団体が実施可能な対策事例を創出する。
- ② 座談会の開催  
各重点プロジェクトの実施状況に関する情報共有、及び広域連携体制の基盤づくりに関するフォローアップとして、関係地方公共団体を集めた座談会を開催する(1回、40名程度、2時間程度、オンライン開催を想定。有識者(大学教授級2相当)を3名程度招聘)。
- ③ 地方公共団体職員研修の支援  
「気候変動適応策を推進する自治体向け部局横断型研修開催マニュアル」に基づき地方公共団体が実施する研修を支援する(3地方公共団体程度、半日程度、必要に応じ講師として有識者(大学教授級2相当)を1名招聘)。

## 2) 局地的大雨による市街地水災リスク増大への適応

気候変動により、局地的な大雨の発生頻度、強度が増してきており、将来的にはさらに激甚化すると予測されていることから、市街地での水災リスク評価のニーズが高まっている。10～20分程度で急速に発達し重大な被害をもたらす局地的な大雨等による市街地での水災に備える必要がある。

広域アクションプランでは、

- ・施設の豪雨対策実施状況の整理と対策推進
- ・豪雨関連情報の有効活用検討
- ・ゲリラ豪雨対策に関する啓発・教育

を重点プロジェクトに掲げ、関係者が連携することにより将来的にさらなる激甚化が予想されているゲリラ豪雨による人的・物的被害を軽減するための地域気候変動適応策をとりまとめた。

広域アクションプランの実施に向けた主な作業は以下の通りである。

- ① 各重点プロジェクトの実施に必要な情報及びデータの収集・分析、対策事例創出  
過年度の各地方公共団体からの報告事項を基に、地方公共団体のさらなる取組の参考となるよう、有識者（大学教授級2相当）、自治体関係者、民間団体関係者等のヒアリング（3名程度、1回2時間程度）を行うとともに、先行事例等の情報やデータを収集・分析し、分科会や広域協議会で共有する。また、必要に応じて地方公共団体が実施可能な対策事例を創出する。
- ② 実証授業の支援  
小学校又は中学校において、豪雨関連情報の有効活用を推進するための授業の支援を行う。具体的には、ビデオ教材を用いた事前学習や、後日行う振り返り授業を支援する（2校程度、宇治市内を想定、事前学習と振り返り授業各1回、各1時間程度）。
- ③ 人と防災未来センターとの連携によるゲーム型ワークショップの開催  
人と防災未来センターと共同開発した小学生向けゲーム型ワークショップについて、人と防災未来センター主催のイベント（夏休み防災未来学校）に必要なに応じて有識者を招聘し、その開催を支援する（有識者（大学教授級2相当）1名程度、2日程度、1日当たり2回程度、人と防災未来センター西館1階ガイダンスルームを想定）。
- ④ 施設におけるゲリラ豪雨対策ガイドライン」の策定  
令和7年度の本業務において策定した「施設におけるゲリラ豪雨対策事例集／マニュアル（案）」について、有識者や分科会メンバー等の意見を採り入れて編集し、ふだん適応業務に携わらない施設管理者でもわかりやすい文言で記述されたガイドラインを策定する。

## 3) 茶栽培における気候変動影響への適応

京都府、滋賀県、奈良県は、「宇治茶」、「近江茶」、「大和茶」等の原料茶生産地域であり茶の生産活動はとても盛んである。これらの茶栽培地域は、瀬戸内の気候帯区分に位置するため、夏の高温少雨傾向が強く温暖化の影響が顕在化しやすい。ま

た、土壌がマサ土地帯のため保水力に乏しく干ばつになりやすく、立地的にも盆地に位置するため異常高温になりやすいといわれている。作付時期が変更できず、品種改良に時間のかかる茶栽培への気候変動影響調査データは不足している。

広域アクションプランでは、近畿地域における茶栽培への気候変動影響および気候変動適応技術を情報共有することによって、将来の気候変動の状況下でも茶生産を維持発展させることを目的とし、滋賀県、京都府、及び奈良県の茶業研究機関が共同で「近畿気候変動適応茶業研究連絡会」を設置することとした。

広域アクションプランの実施に向けた主な作業は以下の通りである。

- ① 「近畿気候変動適応茶業研究連絡会」の活動状況のヒアリング  
同研究連絡会に対してヒアリングを実施し、近畿地域における茶栽培への気候変動影響および気候変動適応技術等に関する情報共有内容を把握する（1回、1時間程度、オンラインを想定、有識者（大学教授級2相当）を2名程度招聘）
- ② 必要に応じた、アドバイザー／オブザーバー、及び意見交換メンバーとの交友を目的とした座談会の開催（1回、7名程度、アドバイザーとして有識者（大学教授級2相当）1名を招聘、2時間程度、宇治市内開催を想定）。

## （2）気候変動適応策の推進のための普及啓発活動の実施

- ① 民間企業を対象とした気候変動影響に関する研究会の開催  
気候変動影響と、民間企業が実施すべき緩和策及び適応策に関する理解と取組を推進することを目的に、近畿地域内民間企業の担当者等の参加による気候変動影響に関する研究会（以下、「研究会」という、10名程度、1回、2時間程度、資料はA4版30頁程度、10部程度、オンライン開催を想定、講師（有識者：大学教授級2相当、1名程度）を招聘、有識者以外の参加者への旅費は支給しない）を開催する。研究会においては、企業の気候変動対策事例の紹介を行うほか、企業の気候変動対策に関するテーマを設定し、参加者による意見交換会を行う。
- ② 適応ビジネスに関するシンポジウムの開催  
これまでに開催された近畿広域協議会で適応ビジネスに関する事例紹介を行った民間事業者や、近畿地方に活動拠点を有する民間事業者にも参考となるような適応ビジネスを展開している民間事業者を集め（3分野程度、4事業者程度）、最新事例に関する情報を共有するためのシンポジウムを開催する（1回、50名程度、半日程度、近畿地域内を想定。コーディネーター（有識者、大学教授級2相当、1名）、パネリスト（有識者、大学教授級2相当、4名程度）を招聘する。有識者以外の参加者への旅費は支給しない）。

## （3）気候変動適応近畿広域協議会・分科会・アドバイザリー委員会等の開催・運営 以下の会合を実施する。

それぞれの会合に必要な資料を作成すること（資料印刷A4判50頁程度、広域協議会で70部程度、分科会で40部程度、アドバイザリー委員会で10部程度、なお、オンライ

ン参加者に対しては電子ファイルを配布する等によりペーパーレス化を図ること)。

広域協議会、分科会、及びアドバイザー委員会の運営、アドバイザー及び有識者の選定、内容及び開催地の選定に当たっては、環境省担当官と相談の上決定する。

① 近畿広域協議会の開催

近畿地域における適応策推進を目的として、近畿広域協議会を開催(2回、70名程度、半日程度、近畿地域内を想定、1回目はオンライン開催を想定、2回目は大阪市内会場とオンラインのハイブリッド開催とすること。有識者以外の参加者への旅費は支給しない)する。その際、広域協議会運営、資料の作成及び配布、議事録の作成等を行う。また、幅広い分野からアドバイザー(大学教授級2相当、6名を想定)と有識者(大学教授級2相当、2名程度)を招聘し、気候変動適応に関する知見の共有を図るものとする。

② 分科会の開催

分科会(暑熱対策及びゲリラ豪雨対策の2テーマ、各1回程度、40名程度、2時間程度、オンライン開催を想定)を開催する。その際、分科会運営、資料の作成及び配布、議事録の作成等を行う。また、アドバイザー(大学教授級2相当、各2名程度)を招聘するほか、必要に応じて有識者(大学教授級2相当、各2名程度)を招聘し、分科会テーマに即した知見の共有を図るものとする。

③ 近畿アドバイザー委員会の開催

関係する機関及び有識者(大学教授級2相当、8名程度)等との近畿アドバイザー委員会(1回、12名程度、書面開催を想定)を開催し、広域協議会の運営に関し幅広い知見に基づく意見交換に努めること。

近畿広域協議会アドバイザー(案)

氏名	所属
白岩 立彦	京都大学 名誉教授
竹門 康弘	大阪公立大学 国際基幹教育機構 客員研究員
中北 英一	京都大学 総長特別補佐 名誉教授
中山 恵介	神戸大学大学院工学研究科 教授
藤井 孝夫	京都先端科学大学バイオ環境学部食農学科 特任教授
吉田 篤正	大阪公立大学 客員教授

暑熱対策フォローアップ分科会アドバイザー(座長、副座長)(案)

氏名	所属
吉田 篤正	(座長) 大阪公立大学 客員教授
飛田 国人	(副座長) 大阪府立大学人間社会システム科学研究科 准教授
梶元 慶子	(副座長) 大阪公立大学大学院工学研究科 客員教授

ゲリラ豪雨対策フォローアップ分科会アドバイザー（座長、副座長）（案）

氏名	所属
竹之内 健介	（座長）香川大学創造工学部 准教授
中北 英一	（副座長）京都大学 総長特別補佐 名誉教授

お茶対策に関するアドバイザー（案）

氏名	所属
藤井 孝夫	京都先端科学大学バイオ環境学部食農学科 特任教授
白岩 立彦	京都大学 名誉教授

（近畿広域協議会参加メンバー（案））

- ・国：環境省、近畿地方環境事務所、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、大阪管区气象台
- ・近畿広域協議会アドバイザー
- ・地方公共団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
- ・研究機関等：国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所、国立研究開発法人森林総合研究所関西支所
- ・地域適応センター：滋賀県気候変動適応センター、京都気候変動適応センター、おおさか気候変動適応センター、兵庫県気候変動適応センター、奈良県気候変動適応センター、和歌山県気候変動適応センター
- ・地域地球温暖化防止活動推進センター：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大津市に設置されている各地球温暖化防止活動推進センター
- ・その他：気候変動適応地域づくり推進事業近畿地域業務請負事業者等

（近畿広域協議会の協議内容（案））

- ・地域の気候変動適応に関する事項（地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理、地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討、地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進）
- ・広域協議会の運営に関し必要な事項（構成員の追加・削除、議長・座長選任の有無、広域協議会開催の頻度や時期、分科会などの設置、非公開に該当する資料の選定）
- ・その他

（４）気候変動適応広域アクションプラン策定事業近畿地域業務のフォローアップ

3つの広域アクションプランについて、それぞれの近畿地域における対策の進捗状況を把握のうえ取りまとめ、2回目の近畿広域協議会にて報告し、構成員等の意見や助言

等を受けて、必要があれば広域アクションプランの改善を図る。

報告に使用した資料は、必要な修正を加えた上で気候変動適応情報プラットフォームにて公開すること。

#### (5) 報告書の作成

上記(1)から(4)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

### 4. 業務履行期限

令和9年3月31日(水) まで

### 5. 成果物

紙媒体：報告書 5部(A4判 100頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したCD-R 2枚(セット)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省近畿地方環境事務所環境対策課

### 6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指

示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) ウェブコンテンツ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）』（総務省）及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「DS-680.1 ウェブサイトガイドライン（令和7年9月30日）」に基づくこと。また、サイト運営にあたっては「DS-900Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン（令和7年5月27日）」に基づいたドメイン使用を前提とし、ウェブコンテンツを作成すること。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) DS-680.1 ウェブサイトガイドライン

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_re\\_sources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/cbd5b6f6/20250930_website_guidelines.pdf)

[0f06fca67afc/cbd5b6f6/20250930\\_website\\_guidelines.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/cbd5b6f6/20250930_website_guidelines.pdf)

(参考) DS-900 Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_re](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/cbd5b6f6/20250930_website_guidelines.pdf)

[sources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/addca50c/20250619\\_resources\\_standard\\_guidelines\\_guideline\\_09.pdf](https://www8.cao.go.jp/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/addca50c/20250619_resources_standard_guidelines_guideline_09.pdf)

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものをを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の発行する『安全なウェブサイトの作り方』 (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>) 等を参考に、既知の種類脆弱性 (クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等) に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと

#### (4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という) の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

#### (5) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。(書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。)

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」 (内閣府・法務省・経済産業省作成)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00095.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html)

#### (6) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「業務名 (前年度業務名等)」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「業務名（前年度業務名等）」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省近畿地方環境事務所環境対策課（TEL:06-6881-6503）

(7) 広域協議会に関する過年度の開催結果報告は、近畿地方環境事務所、及び気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のホームページにおいて閲覧可能である。

- ・近畿地方環境事務所ホームページ

[https://kinki.env.go.jp/earth/mat/m\\_1.html](https://kinki.env.go.jp/earth/mat/m_1.html)

- ・A-PLAT ホームページ

[https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/regional\\_councils/reference/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/regional_councils/reference/index.html)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R (以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. 成果物の二次利用

納品する成果物 (研究・調査等の報告書) は、オープンデータ (二次利用可能な状態)

として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

#### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。